

はじめに

船橋市市民協働のあり方検討委員会では、平成18年（2006年）10月に第1回の会合を持ち、以来「市民協働」の観点から、地方分権に即した自治体のあるべき姿について検討を試みてきました。公募市民・各種団体の代表・学識経験者・行政職員の計16名からなる本委員会は、それぞれの立場や経験から「市民協働」に関する報告や検討を行なう形で進められ、とりわけ市民協働の理念と狙い、船橋市の現状と課題、市民協働を可能にする手法や仕組みについて討論を重ねてきました。延べ13回の委員会を開催して真剣な討論を重ねた結果、今回の中間報告をまとめる運びとなりました。

「市民協働」という言葉は、「市民参加」「市民参画」「協働」などとともに様々な自治体ですでに使われておりますが、必ずしも明確な定義が存在しているわけではありません。一般的には、市民活動団体と行政との二者間関係で理解されることが多いですが、**本委員会では、特定の主体とその関係に限定することはせず、個人や家族、町会・自治会、NPO、ボランティア団体などの市民活動団体、企業、学校、議会、行政といったあらゆる主体が相互に連携しながら、それぞれの立場と役割、能力と特性を最大限に活かしていく発想と実践であるということ**を、一貫して模索してきました。これらの主体の総体と活動を総称して「市民協働」と呼んでおります。

この中間報告では、こうした「市民協働」についての理解を前提に、極めて広い範囲における多様な協力関係の構築ということに力点が置かれています。現在の自治体は、国からの自立と市民の生活の充実ということを急務の課題としておりますが、そのためには、ここで描かれている「市民協働」にいかに取り組んでいくかが重要になってきます。市民の皆さまにおかれましては、現在の自治体が直面する困難な事態についてご理解をいただきつつ、船橋市が豊かで住みよいまちとして持続的に発展していけるよう、さまざまな議論をお願いしたいと存じます。

本委員会は、年内に「最終提言書」をとりまとめて、市長に提出する予定です。より充実したものに仕上げていくために、本中間報告に対するご意見・ご批判を賜りたいと願う次第です。

船橋市市民協働のあり方検討委員会 一同